

土砂災害について

土砂災害の種類

土砂災害とは、土石流、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、地すべりのことをいい、ほとんどの土砂災害は長雨や大雨、地震によって突然発生します。長雨や大雨の場合は、大量の水分が地中にしみ込み、その量が多いほど斜面の土の抵抗力が弱くなり、災害の発生するおそれが高くなります。

よって危険の周知、警戒避難態勢の整備などの対策がとられています。また、都道府県は対象となる場所を土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定しています。

なお、さいたま市で発生するおそれのある土砂災害は、急傾斜地の崩壊のみです。「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」はありません。

土砂災害防止法

土砂災害防止法（正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」）は、土砂災害から国民の生命を守るための法律です。

土砂災害防止法では、土砂災害のおそれのある地域を明らかにし、危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅などの建築制限といった対策を推進しています。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

◇ 指定条件（急傾斜地の崩壊の場合）

- ・ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ・ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

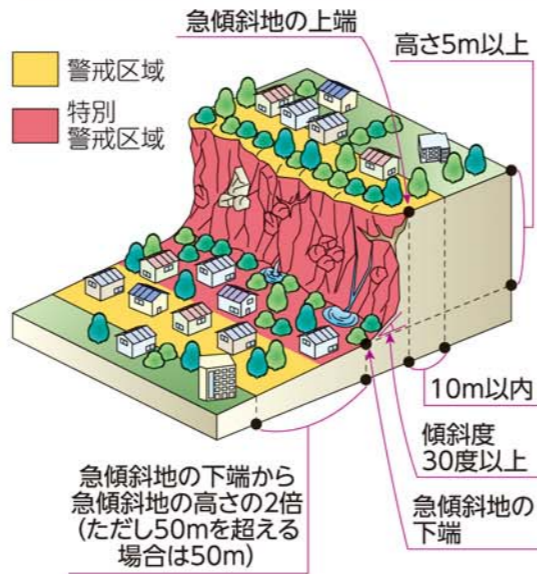
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等の措置が講じられます。

◇ 指定条件（急傾斜地の崩壊の場合）

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

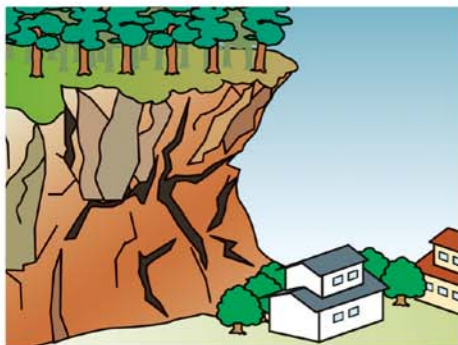
急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

急傾斜地の崩壊とは、地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。急傾斜地の崩壊は突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなっています。

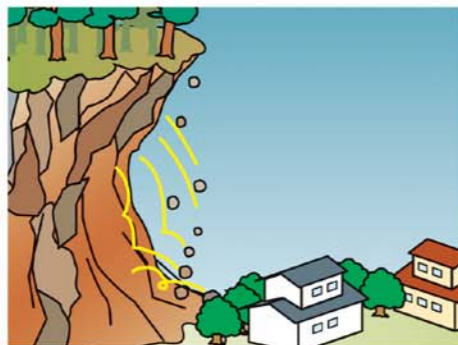


急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）の前兆現象

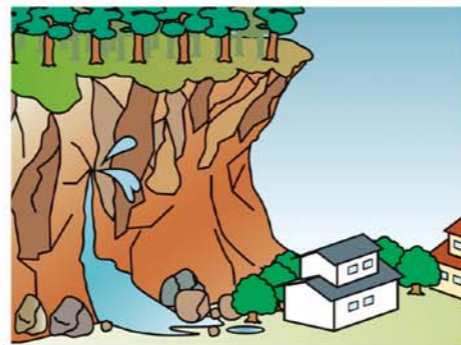
このような状況が確認できた場合、直ちに避難してください。



- ★ 斜面に亀裂ができる
- ★ 斜面にはらみ（膨らみ）が見られる



- ★ 斜面から小石がパラパラと落ち出す
- ★ 斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる



- ★ 普段澄んでいる湧き水が濁ってきた。水の噴き出しが見られる
- ★ 湧き水の急激な増加や減少、枯渇が認められる

土砂災害における情報伝達

土砂災害に関する情報発表

さいたま市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定された住民や要配慮者施設等へ伝達するとともに、時間帯や降雨状況などを総合的に判断したうえで、避難勧告等の避難情報を発令します。

市からの避難情報が発令されていない場合でも、身のまわりに危険を感じたときは、自主的に避難することも大切です。

避難情報の種類

避難情報の種類	市民の皆さんがとるべき行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ● ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等とその支援者は、避難を始める ● その他の人は避難の準備を始める
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ● 速やかに近くの指定緊急避難場所へ避難を始める
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ● 直ちに近くの指定緊急避難場所へ避難する

低緊急の度合 高

避難情報の伝達系統



大雨や地震など、周囲の状況が普段と異なるときは、率先して情報をチェックしていきましょう！

指定緊急避難場所への避難に時間的な余裕がない場合は、近隣の堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の高層階や、自宅の斜面と反対側の2階以上の部屋等に避難しましょう。

土砂災害への日頃の備え

土砂災害発生時、慌てずに避難できるように、日頃から避難する際の行動について家族で話し合っておきましょう。

注意しておくべきこと

- 自宅や勤め先、普段からよく利用する場所の近くにがけ地がないかを確認する
- 指定緊急避難場所までの複数の避難経路を確認し、マップに記入する
- 家族が離れ離れになっているときの集合場所や、連絡方法を確認する
- 自治会等で行われる防災訓練や避難訓練に参加する
- 玄関や寝室など持ち出しやすい場所に、非常持ち出し袋を準備しておく

- さいたま市の地図情報検索サイト「さいたま市地図情報」で、土砂災害に加え洪水・液状化危険度分布図も確認できます。拡大・縮小等が行えるため、特定の箇所についてわかりやすく確認することができます。

「さいたま市地図情報」

https://www.sonicweb-asp.jp/saitama_g/

土砂災害情報の入手方法

さいたま市では、災害に関する情報を市民へ迅速かつ適確に伝達するため、広報車や防災行政無線のほか、ホームページやSNS等、多様な手段を整備し、運用しています。また、気象庁や埼玉県の防災関連情報も確認しましょう。

さいたま市

- ホームページ（危機管理防災気象情報） <http://bousai.city.saitama.jp/>
- ホームページ（注意報・警報等気象情報） <http://saitamacity.bosai.info/pinpoint2/index.html>
- Facebook <https://www.facebook.com/city.saitama>
- Twitter <https://twitter.com/SaitamaCityPR/>
- 防災行政無線メール 登録者の携帯電話等に、防災行政無線の放送内容がメール配信される
- テレ玉（テレビ埼玉）データ放送 テレビの3chを選択→リモコンのdボタンを押す→データ放送の画面になる→画面左下「さいたま市からのお知らせ」を選択

気象庁・埼玉県・その他

- 気象庁 土砂災害警戒情報 <http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>
- 気象庁 土砂災害警戒判定メッシュ情報 <http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>
- 埼玉県ホームページ（危機管理・防災・防犯） <http://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html>
- 埼玉県防災情報メール 登録者の携帯電話等に、防災関連情報がメール配信される
- エリアメール（NTTドコモ）・緊急速報メール（au・ソフトバンク・ワイモバイル） 緊急情報が当該エリアにいる利用者へ一斉配信される

さいたま市 総務局危機管理部防災課

TEL 048-829-1126（直通） FAX 048-829-1978
E-mail bosaika@city.saitama.lg.jp

発行 平成30年3月